

産業建設常任委員会概要記録

記録者 主幹 三浦正博

1. 会議の日時

令和4年6月17日(金)

開会 午前 9時57分

閉会 午前 11時32分

2. 会議の場所

本庁舎3階 第2・第3会議室

3. 内 容

開会

諸報告

議案審査

- (1) 議案第14号 地方卸売市場気仙沼市魚市場施設の利用期間の更新につき同意を求めることについて
- (2) 議案第 1号 市道菖蒲沢線の路線変更について
- (3) 議案第 2号 市道牧通4号線外1路線の路線認定について
- (4) 議案第 3号 市道牧通線外1路線の路線廃止について
- (5) 議案第 4号 市道菖蒲沢ダム下道貫線の路線廃止について
- (6) 議案第 5号 市道土樋下道貫線の路線認定について
- (7) 議案第 6号 市道道貫菖蒲沢2号線外1路線の路線認定について
- (8) 議案第 7号 市道滝根中西線の路線廃止について
- (9) 議案第 8号 市道滝根寺谷線の路線認定について
- (10) 議案第 9号 市道滝根線の路線廃止について
- (11) 議案第10号 市道三島佐倉線の路線廃止について
- (12) 議案第11号 市道大谷海岸西口線の路線廃止について
- (13) 議案第12号 小鯖鮪立線トンネル工事請負契約の締結について
- (14) 議案第15号 気仙沼市ガス事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

協議事項

- (1) 採択請願の処理状況について
- (2) 閉会中の所管事務調査について

その他

4. 出席者

産業建設常任委員会

委員長

佐藤俊章

副委員長

小野寺俊朗

委員

熊谷一平

委員

白幡章

委員

高橋清男(欠)

委員

白井真人(欠)

委員
委員

菅原清喜
鈴木高登

当局

産業部長
同 水産課長
同 水産課課長補佐
同 水産課課長補佐兼魚市場係長
同 水産課技術主幹
建設部長
同 土木課長
同 土木課主幹兼土木管理係長
同 土木課主査
同 土木課災害復旧係長
同 土木課技術主幹兼道路整備係長
同 土木課技術主幹
同 土木課技師
同 土木課応急対策室長
同 土木課応急対策室主幹兼主任
唐桑総合支所産業・建設課長
同 産業・建設課技術補佐
本吉総合支所産業・建設課長
同 産業・建設課技術補佐
総務部財政課長
同 財政課主幹兼管理契約係長
ガス水道部長
同 管理課長
同 下水道課長
同 下水道課副参事兼終末処理場長
同 管理課課長補佐兼総務係長
同 下水道課技術主幹兼下水道整備係長
同 下水道課技術主幹

昆野賢一
齋藤英敏
小野寺博敏
小野寺知博
小野寺樹一郎
菅原通任
佐藤靖靖
日野光義
吉田総太
後藤文治
紺野恵治
秋元茂
三浦拓
小松学
成田匡邦
村上学
小野寺隆弘
山崎隆和
佐藤知教
小松憲之
木村臣志
三浦利行
三浦正嗣
畠山智之
齋藤利基
鈴木雄喜
熊谷勲児
堀江健一

議会事務局

主幹

三浦正博

5. 会議の経過

午前 9時57分 開会

◎委員長（佐藤俊章君） ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開催いたします。

◎委員長（佐藤俊章君） 本日の欠席届出委員は、高橋清男委員及び臼井真人委員であります。

◎委員長（佐藤俊章君） なお、本日の委員会に当たり、説明のため担当職員の方々の出席をいただいておりますことを併せて御報告申し上げます。

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、報道機関から写真撮影等の申出があった場合は、委員長はこれを許可していますので御報告をいたします。

◎委員長（佐藤俊章君） 議案審査に入ります。それでは、次第に沿って進めていきたいと思っております。

当委員会に付託された議案は、議案第1号市道菖蒲沢線の路線変更について、議案第2号市道牧通4号線外1路線の路線認定について、議案第3号市道牧通線外路線1路線の路線廃止について、議案第4号市道菖蒲沢ダム下道貫線の路線廃止について、議案第5号市道土樋下道貫線の路線認定について、議案第6号市道道貫菖蒲沢2号線外1路線の路線認定について、議案第7号市道滝根中西線の路線廃止について、議案第8号市道滝根寺谷線の路線認定について、議案第9号市道滝根線の路線廃止について、議案第10号市道三島佐倉線の路線廃止について、議案第11号市道大谷海岸西口線の路線廃止について、議案第12号小鯖鮎立線トンネル工事請負契約の締結について、議案第14号地方卸売市場気仙沼市魚市場施設の利用期間の更新につき同意を求めることについて、議案第15号気仙沼市ガス事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上の14か件であります。

審査等の順番についてお諮りいたします。

次のとおりの順番で審査を進めることに御異議ございませんでしょうか。

次第のとおり順番に進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） ありがとうございます。よって審査の順番は次第のとおりに決定いたしました。

[議案審査]

（1）議案第14 地方卸売市場気仙沼市魚市場施設の利用期間の更新につき同意を求めることについて

◎委員長（佐藤俊章君） それでは初めに、議案第14号地方卸売市場気仙沼市魚市場施設の利用期間の更新につき同意を求めることについての審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構でございます。昆野部長。

◎産業部長（昆野賢一君） それでは、議案書の50ページを御覧いただきたいと思っております。

議案第14号地方卸売市場気仙沼市魚市場施設の利用期間の更新につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本案は利用期間満了に伴い、卸売業者である気仙沼漁業協同組合に対し、魚市場施設の利用許可を令和9年6月30日まで5年間更新するものであり、法律及び条例の規定に基づき、

議会の同意を求めるものであります。

説明資料につきましては、別冊の議案説明資料の10ページ、説明資料（1）に利用許可施設の概要を、11ページ、説明資料（2）に魚市場施設平面図を掲載しております。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

◎委員長（佐藤俊章君） それでは、これより質疑に入ります。小野寺俊朗委員。

◎小野寺俊朗委員 資料のほうで、施設面積ということであるんですけども、上屋敷地面積（1）、（2）で利用許可施設面積とあるんですけども、それで11ページにその平面図等が描いてあるんですけども、どっちがどうなのかよく意味が分からなくて、（1）と（2）の意味が分からなくて、教えていただきたいと思ひます。

◎委員長（佐藤俊章君） 齋藤課長。

◎産業部水産課長（齋藤英敏君） お答えいたします。

（1）の上屋面積というのはこの施設の全ての面積になります。例えば我々の管理事務所だったりとか、エレベーターだったり廊下だったり、そういったところも含めた数字です。なお、（2）の利用、土地の面積、すみません、建物ではなくて、上屋の敷地の面積が（1）です。（2）は利用許可施設面積ということなので、11ページに載せておりますそれぞれの許可をしている入札場だったりとか、卸売施設だったり、そういった許可面積を（2）で示しているところです。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺委員。

◎小野寺俊朗委員 それで敷地面積って底地は県ですよ。なので市の敷地面積というのは、そうするとスロープだったり建物だったり、そういうもの、要するにそういうことかなというのをちょっと確認したくて、教えてください。お願ひします。

◎委員長（佐藤俊章君） 齋藤課長。

◎産業部水産課長（齋藤英敏君） 敷地の全ての面積は約4万8,000平米なんですけれども、その中でこの敷地面積は、先ほど議員が話されたとおり県の敷地だったり、あと市の敷地だったりということがあるんですけども、先ほども言いましたとおり、敷地全部の面積なので、詳細に県のほうが幾ら、市のほうが幾らというのは、今ちょっと持ち合わせていないんですけども、そういった区分での敷地の面積を示した資料になります。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺委員。

◎小野寺俊朗委員 4万8,000というのは、どこからどこまでなのかよく分からないし、そして、今の話ですとそうなると県と市の持ち分があってというお話をされて、そこもよく分からないし、（1）上屋敷地面積というのが、どこの部分を言っているのかよく分からなくて、そこを丁寧にというか、教えていただけると。（「すみません、ざっくりと」の声あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 手を挙げて。齋藤課長。（「すみません、ざっくりとした回答になってしまいましたもので、少し詳細お答えいたしたいと思ひます」「課長補佐兼魚市場係長の小野寺です」の声あり）小野寺係長。

◎産業部水産課長補佐兼魚市場係長（小野寺知博君） 先ほどの4万8,000平米というのは施設の総面積でして、1階から3階、屋上まであるんですけども、こちらの全ての面積が4万8,000平米ほどあります。その中の3万2,694.48平米を気仙沼卸売業者さんに貸しているということです。こちらのその3万7,865.17平米というのが魚市場の建物が建っている部分の敷地の面積になります。こちらの図で示している建物が建っている部分の敷地の面積が3万7,000平米です。

◎委員長（佐藤俊章君） ちょっと休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

◎委員長（佐藤俊章君） 再開いたします。

昆野部長。

◎産業部長（昆野賢一君） 御質問の関係なんですけれども、改めてすみません、説明させていただきます。

資料10ページの3の施設面積（1）の上屋敷地面積というのは、先ほど補佐から説明があったとおり、建物の底地ということでございます。今現状である建物の底地、資料の11ページで見ますと、1階部分の底地というようなことで御理解いただければと思います。その面積が3万7,825.17平米ということになります。

それから先ほど4万8,817.93平米という数字を出しましたけれども、これは資料11ページの1階から2階、それから3階全てを合わせた面積ということになります。この中には、漁協さんにはお貸ししないというか、その部分も含まれた全面積ということでございます。その全面積のうち、この4万8,817.93というのはこの資料には書かれておりませんが、その建物の床面積のうち3万2,694.48平方メートルを漁協さんにお貸しするというような内容でございます。お貸しする部分につきましては、資料10ページに記載のとおり、それぞれのセンターの部屋とか施設ごとに数字をまとめてございます。その合計が3万2,694.48だということでございます。

そして11ページに、漁協さんにじゃあどんなところを貸しているんですかというのにつきましては、貸していない部分もあるものですから、貸しているところについて、こういった形で文字のほうで、この部屋を貸していますということで、前の10ページの表と対照できるような形で示してございます。（「分かりました」の声あり）

◎委員長（佐藤俊章君） そのほかございますか。熊谷一平委員。

◎熊谷一平委員 今、御説明いただいたことにちょっと加えて。まとめてというか全体的な理解ということをお聞きしたいということなんですけれども、漁港の所有者は県であると。そのうち本市で占用許可か何かを受けている部分の土地があつて、そこに市場の建物が建っているという。さらに、その県から占用許可を受けたものの中で、本市で管理するべきものと、あとは漁協さんに利用許可をしているものが分かっているという関係でいいんですよね。ということで確認でございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 齋藤課長。

◎産業部水産課長（齋藤英敏君） 今、委員がおっしゃったとおり、県から土地をお借りしまして、その上に建物を建てる。その一部を漁協さんにお貸ししているというような、今、お話のあったとおりでございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 熊谷委員。

◎熊谷一平委員 じゃあ漁港ですけれども、そこで市が独自に持っている土地ということはないということでもいいんですか。何か独自であるのかな。そこを確認したいと思います。

◎委員長（佐藤俊章君） 齋藤課長。

◎産業部水産課長（齋藤英敏君） 底地のうち一部市の土地もございますもので、先ほど申したとおりその区分は今ちょっと持ち合わせていないんですけれども、県からお借りしている部分と市の土地と両方あるようなところでございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 熊谷委員。

◎熊谷一平委員 分かりました。市のほうで持っているということですね。

それからあと利用期間の更新だというのが今回のこの議案なんですけれども、今回変わるころは、その期間をまた5年先にしましょうということなので、あとはその中身については変更はないんですね。変わった場所があればですけれども。

◎委員長（佐藤俊章君） 齋藤課長。

◎産業部水産課長（齋藤英敏君） 使用期間の5年間というのを議会の議決を要するものという事で、地方自治法第244条の2第1項及び気仙沼市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例第3条に規定されているということから、今回5年間ということを上程しております。昨日もお話ししたんですが、基本的な貸出しの使用料だったりそういったものについては変わりございません。（「ありがとうございます、以上でございます」の声あり）

◎委員長（佐藤俊章君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第14号は、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は同意すべきものと決しました。

当局の皆さん、御苦労さまです。

当局職員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

◎委員長（佐藤俊章君） 再開いたします。

（2）議案第1号 市道菖蒲沢線の路線変更について

（3）議案第2号 市道牧通4号線外1路線の路線認定について

（4）議案第3号 市道牧通線外1路線の路線廃止について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第1号市道菖蒲沢線の路線変更について、議案第2号市道牧通4号線外1路線の路線認定について、議案第3号市道牧通線外1路線の路線廃止についての3か件は、関連がありますので、この際一括議題として説明を求め質疑をした後、討論・採決を1か件ずつ行うこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認め、この3か件を一括議題といたします。

◎委員長（佐藤俊章君） 当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。菅原部長。

◎建設部長（菅原通任君） それでは議案書5ページを御覧願います。

議案第1号菖蒲沢線の路線変更について、補足説明を申し上げます。

本案は、市道菖蒲沢線道路改良事業に伴い、当該路線の起点、終点の位置に変更が生じたことなどから、道路法第10条第2項の規定により路線変更することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更前、変更後の詳細については記載のとおりとなっております。資料としまして6ページに資料（1）位置図、7ページは資料（2）、路線変更前の路線図、8ページは資料（3）としまして、路線変更後の路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願いたします。

次に、議案書9ページを御覧願います。

議案第2号市道牧通4号線外1路線の路線認定について、補足説明を申し上げます。

本案は、議案第1号で御説明しました市道菖蒲沢線の路線変更に伴い、従前の市道菖蒲沢線の残区間を、道路法第8条第1項の規定により新たに路線認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては記載のとおりで

ございます。

10ページは資料（１）位置図でございます。11ページは資料（２）市道牧通４号線の路線図、12ページは資料（３）、市道赤貝４号線の路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書13ページを御覧願います。

議案第３号市道牧通線外１路線の路線廃止について、補足説明を申し上げます。

本案は、議案第１号で御説明しました市道菖蒲沢線の路線変更に伴い、当該路線の全部が事業の用に供したことから、道路法第10条第１項の規定により、路線廃止することについて、同条第３項の規定により議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては記載のとおりであります。

14ページから資料（１）位置図でございます。15ページは資料（２）路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。菅原委員。

◎菅原清喜委員 本会議でも質問があったんだけど、改良後の赤貝４号線はいいとして、その前の変更後路線名菖蒲沢線、これの幅員が9.9メートルから43.7メートルとなっているんですよ。この43.7メートルの幅になったという、どういう地形なんだよね。どのような取りようなのか。

◎委員長（佐藤俊章君） 佐藤課長。

◎建設部土木課長（佐藤 靖君） 幅員43.7メートルにつきましては、15ページになります。路線図を御覧ください。これ、廃止の案件なんですけれども、牧通２号線、国道45号線にタッチする部分が幅員が43.7メートルでございます。この路線を、牧通２号線を廃止しまして、それで菖蒲沢線に路線の起点を変えるということですので、同じ幅員、同じ起点となりますことから、幅員が43.7メートルということとなっております。

◎委員長（佐藤俊章君） 菅原委員。

◎菅原清喜委員 そうするとこの３号のやつも同じなんだよね。45号線との関係なんだね。

◎委員長（佐藤俊章君） 佐藤課長。

◎建設部土木課長（佐藤 靖君） 議案３号の、その国道45号線の隅切りの形での幅員となります。

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。

◎菅原清喜委員 今、大分暇になったもので、今度後で見に行ってそれからまた質問します。

◎委員長（佐藤俊章君） そのほかございませんか。熊谷委員。

◎熊谷一平委員 これ道路の認定とか廃止についてに関する全般的な考え方なんですけれども、道路認定をする、あるいは廃止するのは使わなくなるという感じなんですけれども、新たに認定するというときの、どういう考え方で認定しているのかということをお伺いしたい。別々な路線だったところを改良によって、基本は１本の道になるからというのが基本かと思ったりするんですけども、例えばあったところは枝分かればあれば分かれるところが起点となってまた別の路線ですよって認定するのかなと思うんですけども、その幅員だとか構造の等級みたいなものがあるのかなと思ったり、どういう基準で路線というのが決まっているかどうかという基本的なところをお伺いしたいと思います。

◎委員長（佐藤俊章君） 菅原部長。

◎建設部長（菅原通任君） 失礼します。今、委員おっしゃるとおり、路線で改良したものについて、一つのメインの通り、それに枝分かれする道路があります。そうすると、当然従前は新しく造った道路を縦断していたものを、今回新たに改良して一本の路線に変更した場合には、その路線を基に起点、終点を新たに設けるとするのが大原則的。ただ、場合によ

っては、どうしても関連整備地点で持っていくと、例えば公共施設とか何らかの事情で結んだものなどは、そのままの前の路線名を使って、起終点の変更といった場合はあります。原則的には、その変更に伴う改良工事に伴いまして、起終点については必ず照査した上で、路線変更もしくは、廃止、認定というような作業に入っております。

以上でございます。（「ありがとうございます、以上です」の声あり）

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

続いて議案第1号の討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号は、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は同意すべきものと決しました。

◎委員長（佐藤俊章君） 続いて議案第2号の討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号は、認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は認定すべきものと決しました。

◎委員長（佐藤俊章君） 続いて議案第3号の討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は同意すべきものと決しました。

（5）議案第4号 市道菖蒲沢ダム下道貫線の路線廃止について

（6）議案第5号 市道土樋下道貫線の路線認定について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第4号市道菖蒲沢ダム下道貫線の路線廃止について、議案第5号市道土樋下道貫線の路線認定についての2か件は、関連がありますので、この際一括議題として説明を求め質疑をした後、討論・採決を1か件ずつ行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認め、この2か件を一括議題といたします。

◎委員長（佐藤俊章君） 当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構でございます。菅原部長。

◎建設部長（菅原通任君） それでは、議案書16ページを御覧願います。

議案第4号市道菖蒲沢ダム下道貫線の路線廃止について、補足説明申し上げます。

本案は、市道菖蒲沢線及び市道岩尻縦貫線の道路改良に伴い、当該路線の一部が事業の用に供したことから、道路法第10条第1項の規定により路線廃止することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては記載のとおりであります。

17ページは資料（1）位置図でございます。18ページは資料（2）路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書19ページを御覧願います。

議案第5号市道土樋下道貫線の路線認定について、補足説明を申し上げます。

本案は、議案第4号で御説明しました市道菖蒲沢ダム下道貫線の残区間について、当該路線の起点の位置に変更が生じたことなどから、道路法第8条第1項の規定により、新たに路線認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

市道土樋下道貫線の起点は、本吉町土樋下227番1地先であります。終点につきましては、従前の市道菖蒲沢ダム下道貫線から実際の位置に変更はございませんが、今回の路線認定に合わせ、地番などを再確認したところ、本吉町道貫21番1地先から本吉町道貫29番地先とするものであります。

20ページは資料（1）位置図でございます。21ページは資料（2）路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。菅原委員。

◎菅原清喜委員 この4号線ですね、市道牧通も路線廃止。それで5号にあってこれも廃止というだけけれども、さらに6号で認定となるわけですね。今までの道路、田んぼの中を歩いていくわけですが、私も仕事で何回か通っているわけですが、乗用車でも狭くて砂利で非常に通りづらい危ない道路で。路肩の砂利が滑ったら田んぼに下りるしかないのかなという路線を見ているんですけども、今度の廃止によってさらに手続上で認定するとすると、今の道路の現状維持ですか。何かもっと危険性がなくなるような工法の道路にはならないんですか。

◎委員長（佐藤俊章君） 当局の説明を求めます。佐藤課長。

◎建設部土木課長（佐藤 靖君） この現道、現状その道路が狭いということで、確かに現場のほうの幅員が約2メートル程度です。それでその維持管理につきましては、これまで説明してきたとおり、常のパトロールをやっております。安全管理のための対応としましては、できる限りの、やれることに限るといことなんですけれども、その部分で対応してまいりたいと考えております。

具体的に言えば、ガードレール、安全施設工の充実とかを検討していかなければならないなかと考えておりますけれども、ただ、現場のほうを確認は一度してみまして、その対応方については、考えてまいりたいと思います。

◎委員長（佐藤俊章君） 菅原委員。

◎菅原清喜委員 そうするとこの現場を見てさらに何かあれば、改良に関しても進んでいくということでもいいんですか。これ実はね、地元の私も仕事で行ったり来たりするからあれですけども、ここのしょっちゅう通っている人が私の友達でね。危ないんだというから私が見に行ったという、あれ酔っぱらい運転でなくて普通の運転でも危ない、田んぼに落ちそうだと。それを何とかするべきでないかと私は思って、今、改めてお願いするわけで、今後見に行くということは間違いはないですか。

◎委員長（佐藤俊章君） 佐藤課長。

◎建設部土木課長（佐藤 靖君） 現場のほうは確認させていただきます。（「そのとき私も行っていいですか」の声あり）はい。（「委員長、そういうことでお願いします」の声あり）

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。小野寺委員。

◎小野寺俊朗委員 第4号議案の路線廃止。終点が道貫21番地1地先なんですけれども、路線認定のほうの終点。道貫29番地先ということで、絵的には同じ終点に、廃止の終点と認定の終点と同じかなと思って見ていたんですけども、何で違うのかというのを教えていただき

たいと思います。

◎委員長（佐藤俊章君） 佐藤課長。

◎建設部土木課長（佐藤 靖君） 今回の路線認定に合わせて地番を確認させていただきました。その中で、本吉町道貫21番の1地先から本吉町道貫29番地先とした理由でございますけれども、その地番を確認したところ、終点の位置が少々ずれていたというところがございます。再確認をして29番地としたところでございます。

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。小野寺委員。

◎小野寺俊朗委員 どのようにずれていたんですか。

◎委員長（佐藤俊章君） 佐藤課長。

◎建設部土木課長（佐藤 靖君） 終点の位置は通常起点から見て左側の地番を取っていくのですが、それに対して4号議案となる部分に関しましては、右側の地番となっていたことが原因でございます。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

続いて議案第4号の討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号は、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認め、よって、議案第4号は同意すべきものと決しました。

◎委員長（佐藤俊章君） 続いて議案第5号の討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号は、認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は認定すべきものと決しました。

（7）議案第6号 市道道貫菖蒲沢2号線外1路線の路線認定について

（8）議案第7号 市道滝根中西線の路線廃止について

（9）議案第8号 市道滝根寺谷線の路線認定について

（10）議案第9号 市道滝根線の路線廃止について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第6号市道道貫菖蒲沢2号線外1路線の路線認定について、議案第7号市道滝根中西線の路線廃止について、議案第8号市道滝根寺谷線の路線認定について、議案第9号市道滝根線の路線廃止についての4か件は、関連がありますので、この際一括議題として説明を求め質疑をした後、討論・採決を1か件ずつ行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認め、この4か件を一括議題といたします。

◎委員長（佐藤俊章君） 当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いします。なお、説明は座ったままで結構です。菅原部長。

◎建設部長（菅原通任君） 議案書22ページを御覧願います。

議案第6号市道道貫菖蒲沢2号線外1路線の路線認定について、補足説明を申し上げます。本案は市道岩尻縦貫線の道路改良に伴う同路線の道路引きかえによる、旧道区間を道路法

第6条第1項の規定により、新たに路線認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては記載のとおりです。

23ページは、資料（1）位置図でございます。24ページは、資料（2）、道貫菖蒲沢2号線の路線図でございます。25ページは、資料（3）滝根三島線の路線図でございます。なお、市道岩尻縦貫線につきましては、道路の拡幅改良を行っておりますが、起点終点の位置に変更がございませんので、道路法第18条第1項及び第2項の規定により、本年6月9日付で区域の変更及び供用の告示を行っておりますことを申し添えます。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書26ページを御覧願います。

議案第7号市道滝根中西線の路線廃止について補足説明を申し上げます。

本案は、市道岩尻縦貫線及び三陸沿岸道路の整備に伴い、周辺の市道への接続などに変更が生じることから、道路法第10条第1項の規定により、路線廃止することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については記載のとおりであります。

27ページは、資料（1）位置図でございます。28ページは、資料（2）路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書29ページを御覧願います。

議案第8号市道滝根寺谷線の路線認定について、補足説明を申し上げます。

本案は議案第7号で御説明しました市道滝根中西線を含め、隣接する市道岩尻縦貫線と市道九多丸台線をつなぐ道路を道路法第8条第1項の規定により、新たに路線認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては記載のとおりでございます。

30ページは、資料（1）位置図でございます。31ページは、資料（2）路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書32ページを御覧願います。

議案第9号市道滝根線の路線廃止について補足説明を申し上げます。

本案は、市道岩尻縦貫線の道路改良及び圃場整備事業に伴い、当該路線が事業の用に供するとともに、付替え路線が農道となることから、道路法第10条第1項の規定により、路線廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては記載のとおりであります。

33ページは、資料（1）位置図でございます。34ページは、資料（2）路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

続いて議案第6号の討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第6号は、認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は認定すべきものと決しました。

◎委員長（佐藤俊章君） 続いて議案第7号の討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を

終結いたします。

採決いたします。続いて議案第7号は、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は同意すべきものと決しました。

◎委員長（佐藤俊章君） 続いて議案第8号の討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第8号は、認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は認定すべきものと決しました。

◎委員長（佐藤俊章君） 続いて議案第9号の討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第9号は、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は同意すべきものと決しました。

（11）議案第10号 市道三島佐倉線の路線廃止について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第10号市道三島佐倉線の路線廃止についての審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。菅原部長。

◎建設部長（菅原通任君） 議案書35ページを御覧願います。

議案第10号市道三島佐倉線の路線廃止について、補足説明を申し上げます。

本案は、道の駅大谷海岸の整備などに伴い、当該路線の全部が事業の用に供したことから、道路法第10条第1項の規定により、路線廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

廃止内容につきましては、記載のとおりです。

36ページは、資料（1）位置図でございます。37ページは、資料（2）路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第10号は、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は同意すべきものと決しました。

（12）議案第11号 市道大谷海岸西口線の路線廃止について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第11号市道大谷海岸西口線の路線廃止についての審査に

入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いします。なお、説明は座ったままで結構です。菅原部長。

◎建設部長（菅原通任君） 議案書38ページを御覧願います。

議案第11号市道大谷海岸西口線の路線廃止について、補足説明を申し上げます。

本案は、大谷地区海岸防潮堤外整備事業に伴い、当該路線の全部が事業の用に供したことから、道路法第10条第1項の規定により、路線廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

39ページは、資料（1）位置図でございます。40ページは、資料（2）路線図でございます。

以上でありますので、よろしく願い申し上げます。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。小野寺委員。

◎小野寺俊朗委員 前の要は大震災前の海岸の入り口、海岸というか防潮林の前のところまで行く道路だったんですけども、これがなくなって入れるところってほかに何か所ぐらいあるのかなというの、ここの廃止はしょうがない、防潮堤もできているのでしょうがないと思うんですけども、ほかから入るところというのは何か所ぐらいあるのか。市道の分としてあるのかお聞きしたいと思います。

◎委員長（佐藤俊章君） 佐藤技術補佐。

◎本吉総合支所産業・建設課技術補佐（佐藤知教君） 産業建設課佐藤なんですけれども、市道はないんですけれども、防潮堤の海に行く管理用道路が道の駅の右左にあります。例えば海洋館側から下りていくスロープがあるんですね。あとは反対側の市道側から下りていくスロープ。これで海までは管理用道路としての道路はあるということです。（「結構です」の声あり）

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第11号は、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は同意すべきものと決しました。

当局の皆さん、御苦労さまです。当局職員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時46分 再開

◎委員長（佐藤俊章君） 再開いたします。

(13) 議案第12号 小鯖鮪立線トンネル工事請負契約の締結について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第12号小鯖鮪立線トンネル工事請負契約の締結についての審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いします。なお、説明は座ったままで結構です。菅原建設部長。

◎建設部長（菅原通任君） それでは議案書の41ページを御覧願います。

議案第12号小鯖鮪立線トンネル工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

42ページを御覧願います。

1、工事名は、小鯖鮪立線トンネル工事であります。

2、工事場所は、気仙沼市唐桑町小鯖地内外であります。

3、請負金額は、5億2,745万円であります。

4、受注者は、宮城県石巻市恵み野3丁目1番地2、株式会社丸本組代表取締役佐藤昌良氏であります。

今月1日、制限付一般競争入札により決定したものであります。

5、仮契約年月日は令和4年6月7日であります。

43ページを御覧願います。資料（1）工事概要であります。

44ページを御覧願います。資料（2）位置図であります。

45ページは資料（3）平面図であります。

46ページは資料（4）トンネル工詳細図であります。

47ページは資料（6）標準断面図であります。

なお、別冊の議案資料の5ページから6ページに、議案第12号説明資料として、（1）工事請負仮契約書の写し、（2）入札調書を記載しております。

説明は以上となりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。鈴木委員。

◎鈴木高登委員 何点かお尋ねをさせていただきます。まずこのトンネル工事、着工はいつぐらいから見ているのか、その辺のことをお尋ねしたいと思います。というのも、昨日の本会議でも質疑がありましたけれども、工事期間は3年かそれぐらい、トンネルのみで確か令和7年度の完成予定ということですからね。3年かそれぐらいかかるんだろうなという思いがするんですけども、まず着工はいつからの予定になっているのか、その辺のところからお尋ねします。（「道路整備係長の紺野と申します」の声あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 紺野係長。

◎建設部土木課技術主幹兼道路整備係長（紺野恵治君） まず本契約になりましてから、準備工に2、3か月を要するものと考えておりますので、実際の現場の着工時期といたしましては、9月ぐらいからになるかと想定してございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 鈴木委員。

◎鈴木高登委員 9月頃から着工したとして、令和7年で完成できる見込みと解釈していいのかなと思うんですが、そこで気になるのが、その工事期間のいわゆるトンネル掘削工事なので、当然残土が発生するわけで、その運搬するトラックの運行経路が気になる訳なんです。というのも現場、この議案書の44、45ページを見る限り、皆さんも既に御存じだと思うんですけども、図面の左側は鮪立の現在、防潮堤工事を県がやっているわけであって、そっこのほうを残土を積んだトラックが走るというのは、これは極めて難しいのかなと思うのでね。本当であれば、ここを通過して一方通行化するような形だったら非常に便利なんだろうなと思うんですけども、それができないと思うので、そういった残土あるいはその他の工事車両の通行経路、現段階でどのように考えているのか、その辺のところをお尋ねします。

◎委員長（佐藤俊章君） 佐藤課長。

◎建設部土木課長（佐藤 靖君） 運行経路、例えば残土の運搬経路といたしましては、トンネルの掘削は小鯖側から行いたいと考えております。45ページの図面にございます道路改良工の部分なんですけれども、ここを盛土いたしまして小鯖側へ残土を搬出する予定でございます。

以上でございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 鈴木委員。

◎鈴木高登委員 そうした場合に、私が懸念するような鮪立側を、今回のトンネル工事で工事車両が通るといふようなことは、今のところ考えていないんですかね。そもそもこの鮪立側の防潮堤工事がね、いつ終わるのか分からないからだけれども、県の工事だからずっと遅れているのでね。そっちの工事とバッティングするようになると、車両もスムーズに運行できないだろうと思うんだけど、その辺のところはどのように考えていますか。

◎委員長（佐藤俊章君） 佐藤課長。

◎建設部土木課長（佐藤 靖君） 鮪立側への極端な通行というのは、やはり防潮堤工事を進めておりますので、それはトンネル工事に伴う運行というのは、現在は想定しておりません。ただ、トンネルを掘っていきますと、だんだん終点のほう、鮪立側に近づいてまいりますので、そういうところを踏まえた場合の運行経路の変更とかということになりますと、そういう変更もあり得るのかなということもございます。まずはその防潮堤工事とバッティングだったり二重にならないように、現場のほうは調整しながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎委員長（佐藤俊章君） 鈴木委員。

◎鈴木高登委員 昨日の本会議での質疑の中で現道の隧道通行は、通行できるようにするんだという説明もあったと記憶しているんですけども、ということは鮪立側と小鯖側を一般車両は通行できるんだということですよ。となると小鯖湾の現場の工事場所がかなり混雑する状態になると思うんです。それでも一般車両は通行させるということでもいいんですか。そこから辺誘導員等がちゃんと指示すれば、問題はないのかもしれないけれども、かなり混雑が予想されるんですが、そんなにいっぱい車が通るわけじゃないからだけれども、その辺のところの安全対策等も含めていかがですか。

◎委員長（佐藤俊章君） 佐藤課長。

◎建設部土木課長（佐藤 靖君） 今回の議案に關します工事区間、現道とのタッチする場所は想定されておりません。

◎委員長（佐藤俊章君） 菅原部長。

◎建設部長（菅原通任君） ちょっと補足しながら説明させていただきます。

まずこの工事、トンネル工事をやるに当たりましては、全体的に排水とか、先ほど議員言われましたとおり、ダンプの運搬経路、これは重要になります。どうしてもトンネルをやるに排水というのが一番、これ漁業やっているとこに影響が出ます。それらも含めまして、工事、先ほど着工までにちょっと数か月といったところでの準備期間で、それらを地元で説明しながら対応していくという形でございます。特に今言われました小鯖湾につきましては、これは結構船もついている場所ということで、正直警備員だけで間に合うのか、あるいはちょっと一部用地を借りて、迂回路的、安全的なものを考慮した上で、現場のほうに入っていきます。

なお、これにつきましては、地元への関係する方々への説明をしながら意見を聞いた上で、一応進めていきます。ただ、今現在、市としてはある程度の考えを持っておりますけれども、ちょっと長めの工事となりますので、そこについては十分地元と調整させていただきながら工事を進めさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 鈴木委員。

◎鈴木高登委員 いみじくも部長のほうから私が懸念するところまで答弁いただいたので、ある程度安心はするんだけど、小鯖湾は今、盛漁期の突ん棒船とかの接岸する基地になっています。19トンクラスのやつね。かなりの隻数があそこに着岸している、接岸しているので、なので場合によっては、もしかするとその船の工事の妨げ、妨げという言い方は適

切でないかもしれないけれども、どっちが邪魔にするかは分からないけれども、もし場合によっては、その船が移動、接岸する場所を移動してもらわなくちゃいけないというような可能性も出てくるのかなという思いもするので、その辺も含めて9月までの準備期間に、ある程度のところは地元説明しておいていただければと思います。

それと併せて、昨日の本会議の質疑の中で、この着工する業者、私が聞いたところでは久々のトンネル掘削工事に当たる業者さんだと聞いておりました。そうしたところ、昨日の質問の中で、指名停止等があった業者さんだという話で、ただ、そのみそぎを受けて、もう今は入札できることになったわけですから、それはそれで問題はないんだけど、ただ、久々のトンネル工事ということがあるので、ぜひ担当の皆さんもそうしたところを目を光らせてっていう言い方が正しいかどうか分かりませんが、注意しながら仕事に当たっていただければと思うんですが、そうしたことも含めて担当課としての考えをお尋ねしておきます。

◎委員長（佐藤俊章君） 佐藤課長。

◎建設部土木課長（佐藤 靖君） この着工業者に関することにつきましては、工事のほうを工事管理、我々も工事管理もしっかりやっていながら、あと工事の進捗に関して業務委託を考えております。その中で、しっかりと業者を指導していくとか、管理していきたいと思っております。

◎委員長（佐藤俊章君） 鈴木委員。

◎鈴木高登委員 最後になりますが、くどいようですが、ようやく大型車両が通らなくなった感があったところで、また大型車両がこの辺を通過、通行するということになります。被災した土地なので民家はそれほどありませんけれども、そうした意味では、大型車両が通行することによって、また少しにぎやかになるということもあるので、ぜひ近隣の住民への説明は怠らないようお願いしたいと思います。終わります。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺俊朗委員。

◎小野寺俊朗委員 今、お話あったんですけども、トンネル工で出てくる残土の処理と、あと2のほうで道路改良で盛土工700立米見ているんですけども、これって今、ストックしているのを利用するのかという、その辺の設計の中でどう考えているのか、どういう施工を考えているのかお伺いしたいと思います。

◎委員長（佐藤俊章君） 佐藤課長。

◎建設部土木課長（佐藤 靖君） この盛土工なんですけれども、現在ストックはしてある土、残土、ストックヤードにございます土を使って道路改良工の部分に盛土をする予定でございます。トンネルのずりに関しましては、その後、鮪立漁港側の盛土工のほうに順次使う予定でございますので、それは改めてまた違うストックの土ということで、措置してまいりたいと思っております。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺委員。

◎小野寺俊朗委員 ストックしている土を使うんですけども、どこからどこにストックしたのを持ってくるのかというのを教えていただければ。今の考えは。

◎委員長（佐藤俊章君） 紺野係長。

◎建設部土木課技術主幹兼道路整備係長（紺野恵治君） 小鯖漁港周辺に、今、ストックヤードを設けておまして、そこに、今、十分な量の土を確保しておりましたので、そちらのほうから盛土を行います。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺委員。

◎小野寺俊朗委員 分かりました。

それでもう1つ聞きたいのは、説明資料で昨日話があったんですけども、予定価格のと

ころで説明を受けて、設計価格と予定価格は一緒であるということで、要は設計価格と予定価格、一緒になっているんだと聞いたんですけれども、そのとおりなんでしょうか。確認します。（「財政課の小松です」の声あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 財政課小松課長。

◎総務部財政課長（小松憲之君） これにつきましては、おっしゃられたとおりでございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺委員。

◎小野寺俊朗委員 設計価格が100だから、要はその100に対して圧縮するようなことは、予定価格を少し下げるといったことは全然していないということなんですかということを確認しているんです。

◎委員長（佐藤俊章君） 小松課長。

◎総務部財政課長（小松憲之君） 今は予定価格をつける際に、設計価格からのいわゆる昔出ていた分切りといったものは禁止されておりますのですが、基本的には設計価格を予定価格にするというようなことで、入札についてはしております。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺委員。

◎小野寺俊朗委員 分かりました。しばらく分かっていなかったもので、ありがとうございます。それで昨日もあったんですけれども、工法が土の状況によって施工もトンネル工法も変わるかもしれないみたいな話をされていたんですけれども、それはやっぱり、今、昨日お話あったように、土のそのトンネルの掘るところの状況によって変わる可能性というのは、そういうのもあるんだということと理解していいのでしょうか。

◎委員長（佐藤俊章君） 佐藤課長。

◎建設部土木課長（佐藤 靖君） トンネル工が55メートルございます。そして掘る地山に関しては、軟岩系を想定しております。昨日答弁いたしました内容につきましてこれから掘っていきます。山の状況がどうなのか、もっと固いものであれば、変更も変更要因として回答しておりますので、これは掘り進んでいくうちに状況が変化すればということとを考えております。（「了解しました」の声あり）

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。いいですか。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第12号は、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は同意すべきものと決しました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

当局職員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時05分 再開

◎委員長（佐藤俊章君） 再開いたします。

(14) 議案第15号 気仙沼市ガス事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第15号気仙沼市ガス事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明

をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。三浦部長。

◎**ガス上下水道部長（三浦利行君）** それでは、議案書の51ページを御覧願います。

議案第15号気仙沼市ガス事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、気仙沼市特定環境保全公共下水道津谷街町処理区の利用計画変更について、宮城県知事の認可を受けたことから、所要の改正を行うものであります。

52ページは改正文であります。53ページは新旧対照表で、下線部が改正点であります。

改正の内容につきましては、昨日、本会議において説明しており、追加の説明はございませんので省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎**委員長（佐藤俊章君）** これより質疑に入ります。熊谷一平委員。

◎**熊谷一平委員** じゃあ2つほどお聞きしたいんですけども、これは県の認可を要するという事なので、もう認可は既に得ているということは、これは事実上もうこの条例で変えようがないというか、事実の確定というかそういう意味合いの議案だということではよろしいのでしょうか。法的な性質ってどうなのかお聞きしたいです。（「下水道課の畠山です」の声あり）

◎**委員長（佐藤俊章君）** 畠山課長。

◎**ガス上下水道部下水道課長（畠山智之君）** 熊谷委員の御質問にお答えします。

委員御指摘のとおり、既に認可を受けておるものでございますので、これを伴いまして、条例改正したものでございます。よろしくお願いいたします。

◎**委員長（佐藤俊章君）** 熊谷委員。

◎**熊谷一平委員** 承知いたしました。

それとあともう1点お聞きしたかったのが、昨日の本会議でも秋山議員から質問があったものに関連です。この認可された、今回イベントエリアとかが今回は公営住宅とかそういったところも加えながら、新しいエリアにしましたということと、あとは人口が変わっているというもろもろの変更だったのかなということなんですけれども、その中でそのエリア以外のところに家が建った場合って、そこは下水につなげませんよねっていうような、どうするんですかという質疑がありましたけれども、じゃあ実際、例えば田んぼのあたりが宅地化するようになったりとかした場合だと、下水につなげないということは、仮にそこに家が建ったりしたら、合併浄化槽にするとかそんなぐらいな対応しか今のところはできないということなんでしょうか。

◎**委員長（佐藤俊章君）** 畠山課長。

◎**ガス上下水道部下水道課長（畠山智之君）** 昨日、秋山議員から御質問あった認可されたエリア外という地区、部分でございましたけれども、私、ちょっと想定した部分が、エリアから離れた場所という認識だったんですけども、例えばエリア内でもこの津谷街処理区の共有区域というのは、この本管を整備したエリアなので、いわゆる宅地、加えてあと公共ますを設置した土地、これらをエリアとして算定しております。このエリアの中には、実は地目上宅地ではない、田んぼであるとか畑であるとか、そういったエリア内で例えばお客様のほうが地目変更をされて住宅を建てたいという場合については、接続のほうは可能でございます。あとは近くに本管が入っているか入っていないかというところが問題となるわけで、本管が入っていない箇所につきましては、やはりどうしても秋山議員がおっしゃった、本管がすぐ目の前にあるというところについては、私どもも御相談を受けながら、管の部分については布設していないというような内容でございました。昨日私が申し上げた部分につきましては、あくまでもこのエリア外というところで、あのようなお答えさせていただいたところになります。よろしくお願いいたします。

◎委員長（佐藤俊章君） 熊谷委員。

◎熊谷一平委員 本吉の町中の今回のところ付近を見ると、もしかすると田んぼだったところが宅地化していく可能性ってあるのかなとちょっと思ったので、一応線は引いてある以上はなかなかつなげないなというところは、そのための線引きなのでつなげないところなんですけれども、これは知事の認可を受けなくてはいけないということが要件として大きいのかなと思っていましたから、例えばこのそこら辺が宅地化になって、あとは下水道の本管からも近いですよとなった場合は、また新たに認可をエリア変えますよというような、多分申請をして認可をもらわなくてはいけないのかなと思ったんですけども、やっぱりそれってそう簡単にはできる話でもないかなと思っているんですけど、例えば1件ぐらい新しいお家ができましたから変えますよというのは、実務上というか事実上その難しさってあるんでしょうけれども、どれぐらい気軽に申請して変えますみたいなことってできないのかなと思ったりしたんですけども、どんな感じなのかな。すみません、ざっくりですけども。

◎委員長（佐藤俊章君） 畠山課長。

◎ガス上下水道部下水道課長（畠山智之君） お答えいたします。

認可の変更につきましては、まず全体計画、今回私ども、令和17年までに計画変更していく形で認可を受けておまして、その中でも5年から7年ごとの実施可能な事業計画の策定と申しますか、そちらの変更も併せて行います。今回は令和7年度までの計画変更と認可申請となって開いたわけですけども、この令和8年度以降のまた新たな事業計画の策定、そういったその場面場面において、その津谷街処理区での恐らくおつなぎになってくるような状況を見たわけですね。一定程度のその数があって、供用区域がまたちょっと広がるというような際には、また改めて宮城県知事のほうへ申請していくというような形になりますので、ふだんお客様が下水道をお使いになりたいという部分については、大きな支障となるものはございません。後でまとめてまた、状況が変わったので計画変更いたしますというようなお手続きになります。よろしくお願いたします。

◎委員長（佐藤俊章君） 熊谷委員。

◎熊谷一平委員 それでは事後的なものになるだとか、あとは事務的な計画の中で、節目があったら都度検討していきますよということになるのかなというのと、あとはこの補填だとかほかの法律の何か網がかかったりとか縛りもあったりすると、簡単ではないかなと思ったんですけども、じゃあその辺は随時相談とか受けていただきながらやっていただけるということかなということで、それでよろしければそのようにお取り計らいとか御対応いただければと思いますので、何かお話しすることがなければ以上で終わります。ありがとうございます。

◎委員長（佐藤俊章君） ほかにございませんか。小野寺委員。

◎小野寺俊朗委員 13ページに条例改正の内容ということであるんですけども、気仙沼処理区と津谷街処理区、排水人口ですね。改正前と改正後ということで、津谷街処理区については515人減らして、排水人口を改正後共用するんですけども、今、現状の供用地点、つないでいる人数とかそういうのを教えていただければと思います。

◎委員長（佐藤俊章君） 畠山課長。

◎ガス上下水道部下水道課長（畠山智之君） お答えいたします。

令和4年3月末現在で、接続済み人口につきましては958人となっております。よろしくお願いたします。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺委員。

◎小野寺俊朗委員 分かりました。それで、この参考資料の次のページ、14ページのこの図面ですけども、今回計画変更に伴い編入する区域ということで、いっぱい飛び飛びあるんで

すけれども、飛び飛びあるということは、その前に下水道管路が入っているということで広げていると理解したんですけれども、できればこの津谷街処理区の管路図を私たちにいただければ、こういうことでここが増えているんだと分かるんですけれども、そこに沿ったところでこれ、新たに編入するところを増やしているということで理解したいんですけれども、その準備というかできればその資料としていただけないかということで、そこはどうでしょうか。（「俊朗委員、それは委員長にお願いしたほうがいい」の声あり）委員長にお願いします。

◎委員長（佐藤俊章君） 当局、可能ですか。畠山課長。

◎ガス上下水道部下水道課長（畠山智之君） 管路図の部分についてでございますけれども、現状の管路の図面もあるんですけれども、この中で防災集団移転促進事業、こちらで整備した部分なんですけれども、この防集事業のところでこの下水道事業につなぐというような計画でつないだものですので、こちらへの、我々の本管への接続部分のその部分がちょっと抜けたものになりますけれども、それ以外であれば図面とかございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺委員。

◎小野寺俊朗委員 防集のところ分かります。防集で整備したのを引き受けたということで、その引き受けたほうの管路は分からないというのは、それはそれで分かりますけれども、この何か絵でいくとすごくいっぱい増えているんですよ。防集以外のところも、例えば…

◎委員長（佐藤俊章君） ちょっと休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時20分 再

◎委員長（佐藤俊章君） 再開いたします。

そのほか何かございませんか。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

採決いたします。議案第15号は、原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案を可決するものと決しました。

以上で付託された議案の審査は終了いたしましたので、当局退席のため一旦休憩いたします。御苦労さまでした。

午前11時20分 休憩

午前11時23分 再開

◎委員長（佐藤俊章君） 再開いたします。

[協議事項]

（1）の採択請願の処理状況について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、4の協議事項についてですが、初めに（1）の採択請願の処理状況についてを協議いたします。

請願の処理状況の資料を御覧ください。

産業部所管の未処理請願が4件、建設部所管の未処理請願が3件ございます。

産業部所管の1つ目は、大沢漁港の機能充実による地域水産業の振興を図るため、未整備状況にある後背地基盤整備を早急に実施されたい請願。

2つ目が、只越漁港の生産性向上及び安全性の確保を図るため、南防波堤のかさ上げと外

洋側への消波ブロックの設置及び内湾側野積場の舗装整備を早急に実施されたい請願。

3つ目が、前河原漁港防波堤の早期建設をお願いいたします請願。

4つ目が、滝浜漁港北側防波堤の延長を早期に図られたい請願。

産業部所管の4つの請願については、当局から事業着手している請願で、東日本大震災により被災したため、事業の継続を検討するものとの回答が来ております。

建設部所管の1つ目が、(仮称)旧小原木中学校一の沢線の道路新設改良工事を早急に実施されたい請願。

2つ目が、市道宝ヶ沢4号線の拡幅改良整備を早急にしていただきますよう請願いたします。

3つ目は、市道台ノ沢千岩田線の拡幅改良整備をしていただきますよう請願いたします。

建設部所管の3つの請願については、当局から、1つ目は事業着手している請願で、達成まで事業を継続するものとの回答が来ております。

2つ目と3つ目は、事業着手している請願で、東日本大震災により被災したため、事業の継続を検討するものとの回答が来ております。

この7つの請願につきましては、まだ願意が達成されていないということで、引き続き当局に対して、処理状況を照会したいと思いますが、よろしいでしょうか。(「はい」「委員長」の声あり)鈴木委員。

◎鈴木高登委員 最初の産業部所管の1、2、4については、もう一度確認したほうが良いと思うんですが、「1、2、4」の声あり)ここは御存じのとおり先の津波で被災したところでごさいます、その整備が済んだところもあれば、着工中というか、今、まだ終わっていないところもあります、ここですね、この請願の願意とその復旧の仕方が変わってきているような気がするんですね、請願の願意とですよ。なので、ここは担当課にもう一度確認しておいたほうが良いのではないかと思います。3についてはすみません、ちょっと定かではないんですけども、したがって請願時が古いやつは何せ平成18年度のときの請願でございますので、その後、津波で被災した箇所ですから、まだ願意が達成されないというところも、もしかすると当てはまらないのかなと思いますので、ここはもう一度、担当課に確認すべきだと思います。それと、建設部については分かりました。最初の分だけです、産業部の部分だけ確認が必要かと思います。場合によっては、請願が達成された、あるいは請願下げといたしますか、そういった格好にもなるのではないかと思いますので、御検討お願いします。

◎委員長(佐藤俊章君) ありがとうございます。その辺は担当課と確認をしたいと思います。

そのほか照会したいと思いますが、よろしいですか。(「よろしいです」の声あり)

それでは当局に対して、処理状況を照会することにはいたしたいと思います。確認をいたします。

(2) 閉会中の所管事務調査

◎委員長(佐藤俊章君) 次に、閉会中の所管事務調査、大きく分けて行政視察と市内所管施設等の調査について協議いたします。

まず、行政施設について協議いたします。視察項目及び視察先については先に委員の皆様にも相談しておりましたが、日程は、7月26日、火曜から7月28日木曜日。

視察項目はウニの陸上畜養について。スロープカーの運営事業について。

視察先は、大分県国東市の株式会社うにファーム。福岡県北九州市の皿倉山として検討しております。

何か御意見等がございましたらお願いいたします。（「委員長一任」「これは委員長と副委員長にお任せしているんだから、異議がある人だけ発言。異議がないから私は発言なし」の声あり）それでは、委員長副委員長でまとめさせてもらっていいですか。（「はい。お願いします」の声あり）

それでは、行政視察は7月26日から28日ということで、国東、北九州ということで進めたいと思います。それではこの内容で調整をしたいと思います。事務局もよろしくお願いいたします。

なお、行程等の詳細につきましては正副委員長に御一任していただきます。

次に市内所管施設等の調査について協議いたします。実施したい項目等がございましたら、御意見をお願いいたします。これも委員長副委員長に、（「一任」の声あり）ありがとうございます。では一任ということで、一任していただければと思います。文言につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思います。その他何かございますか。（「なし」の声あり）。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

午前11時32分 閉 会

令和4年6月17日

気仙沼市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する

産業建設常任委員会 委員長 佐藤俊章